

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1) 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	① 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の35%とし、当該金額が250万円に満たない場合には、250万円とします。尚、上記を基準に求人条件により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。しかしその場合でも当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の150%を上限とします。 ② 手数料の負担者は求人者とします。
	③ サービスを提供した場合における当該求人の初年度を基準に、①の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2) 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	基本料金： 確認書を提出したことをもって 233 万円 2 回目の面談が設定されたことをもって 233 万円 候補者の採用が決定したことをもって 234 万円 成功報酬： ① 候補者の採用が決定した場合における当該候補者の就職後1年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書に記載されている額）の35%が基本料金合計額（700万円）を超える場合にその差額とします。基本料金合計額を超えない場合には発生しません。尚、上記を基準に求人条件その他の状況におり求人者と特別に合意した場合はその金額とします。しかしその場合でも、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の 150%を上限とします。 ② 手数料の負担者は求人者とします。
3) 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	① 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の35%とし、当該金額が250万円に満たない場合には、250万円とします。尚、上記を基準に求人条件により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。しかしその場合でも当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の150%を上限とします。
	② 手数料の負担者は求人者とします。

※1 上記手数料に消費税は含まれておりません。

※2 求職者が業務開始後 6 ヶ月以内に明らかに当該求職者の責による解雇もしくは契約解除、または自己都合により退職もしくは契約解除した場合、当社は受領したコンサルティングフィーの内、下記の金額を求人者に返還いたします。

なお、2) 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービスでは適用されませんので予めご了承ください。

業務開始日から起算して1ヶ月以内	コンサルティングフィーの 80%
業務開始日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内	コンサルティングフィーの 50%
業務開始日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内	コンサルティングフィーの 10%

許可番号 13-ユ-310285

株式会社クレドス